

裁 判 所	名古屋地方裁判所
事 件 番 号	平成31年（行ウ）第2号
事 件 名	還付通知拒絶処分取消等請求事件
判決年月日	令和2年10月28日
判 示 事 項	<p>1 固定資産課税台帳に登録された価格のある不動産の不動産登記の場合における登録免許税の課税標準たる不動産の価額</p> <p>2 固定資産課税台帳に登録された価格のある不動産の不動産登記について、当該価格を課税標準とした登録免許税が納付されており、過誤納金は生じないとされた事例</p>
判 決 要 旨	<p>1 固定資産課税台帳に登録された価格のある不動産の不動産登記の場合における登録免許税の課税標準たる不動産の価額は、当該価格の決定が無効である場合、又は登録免許税法施行令附則4項に該当する場合でない限り、当該価格となる。</p> <p>2 〈略〉</p>
事案の概要	<p>株式会社X（以下「X社」という。）は、鉄骨鉄筋コンクリート造地下3階付6階建の建物の各専有部分（以下「本件各専有部分」という。）の区分所有権又は共有持分を売買により取得し、その所有権移転登記又は持分全部移転登記申請の際に、同申請による登記（以下「本件登記」という。）について課されるべき登録免許税の額につき、地方税法341条9号の固定資産課税台帳に登録された不動産の価格（以下「台帳価格」という。）を基礎として算出し、同額を納付して本件登記を了した。</p> <p>本件は、X社が、本件各専有部分の台帳価格が本件各専有部分の時価と乖離しており、納付した登録免許税は過大であったとして、処分行政庁に対し、登録免許税法31条2項に基づき、B税務署長に対して同条1項の通知をすべき旨の請求をしたものの、処分行政庁から、登録免許税の過誤納がなく、B税務署長に対して同項の通知をすることはできない旨の通知（以下「本件拒否通知」という。）を受けたことから、国（被告）に対し、〈1〉本件拒否通知の取消し及び同項の通知をすることの義務付けを求めるとともに、〈2〉これらの請求とは選択的に、国税通則法56条1項に基づき、過大に納付した税額と同額の支払を求めた事案である。</p>
訟 務 月 報	68巻4号